

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：2026年度上半期二本松青年海外協力隊訓練所
白灯油調達業務(単価契約)

調達管理番号：26c00019

- 第1 入札手続
 - 第2 業務仕様書
 - 第3 経費に係る留意点
 - 第4 契約書(案)
- 別添 様式集

2026年1月9日
独立行政法人 国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2026年1月9日

2. 契約担当役

二本松青年海外協力隊訓練所 所長 田中 理

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2026年度上半期二本松青年海外協力隊訓練所
白灯油調達業務(単価契約) (一般競争入札(最低価格落札方式))
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 納入期限：発注書により指示する。

4. 担当部署等

- (1) 入札手続き窓口
郵便番号 964-8558
福島県二本松市永田字長坂4-2
独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所 業務課
電話 0243-24-3200(代) ファクシミリ 0243-24-3214
- (2) 書類授受・提出方法
電子メールのみ：アドレス ntcadm@jica.go.jp

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において令和7・8・9年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、営業品目として「燃料類」を保持すること 又は、令和6・7年度福島県物品購入(修繕)競争入札参加有資格者であり、営業種目として「燃料・油脂類」を保持すること(以下「全省庁統一資格者等」という。)

ただし、上記における全省庁統一資格保有者等でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査を受けることができます。(下記6.(1)のカテゴリBを参照ください。)

- (2) 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争参加資格確認申請書提出の資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間(以下、「資格停止期間」という。)中の場合、本入札案件には参加できません。
 - イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。
 - ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

 - ア. 応札者の役員等(応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図

る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限：2026年1月29日（木）正午まで
- イ. 提出方法：電子メール
 - ・メールタイトルは以下のとおりとしてください
【競争参加資格確認申請 2026年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所
 白灯油調達業務(単価契約)】
 - ・宛先電子メールアドレス：ntcadm@jica.go.jp
 - ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。
- ウ. 提出書類：以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリーA: 全省庁統一資格等を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
A-2	全省庁統一資格審査結果通知書（写）又は福島県物品購入（修繕）競争入札参加資格審査結果通知書（写）	
A-3	下見積書	（下記7.参照）
カテゴリーB: 全省庁統一資格等を有していない場合		

(上記5.(1)ただし書きに該当する者。)		
B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
B-2	簡易審査申請書	・様式集参照
B-3	登記事項証明書(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
B-4	納税証明書(その3の3)(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書(市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など)では受付できません。
B-5	財務諸表(写) ・設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・決算が確定した直近1ヶ年分 ・貸借対照表、損益計算書を含む。 ・法人名および決算期間の記載があるもの。
B-6	下見積書	(下記7.参照)

(2) 共同企業体、再委託について

- ア. 共同企業体の結成は認めません。
- イ. 再委託は認めません。

【定義】

〈共同企業体〉: 複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

(3) 競争参加資格の確認の結果は電子メールにて通知します。2026年2月2日(月)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

(4) その他

- ア. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- イ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- ウ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

(5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は任意）により説明を求められます。詳細は、15.（6）を参照下さい。

（6）辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、入札を辞退する場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、15.（7）を参照ください。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- （1）下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。
- （2）様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- （3）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- （4）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じさせていただきます。
- （5）提出期限・提出方法：上記6.を参照ください。

8. 入札説明書に対する質問

- （1）業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

ア. 提出期限：2026年1月19日（月）正午まで

イ. 提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください

【質問 2026年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所 白灯油調達業務(単価契約)】

・宛先電子メールアドレス：ntcadm@jica.go.jp

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

ウ. 質問様式：別添様式集参照

- （2）公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承ください。

- （3）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2026年2月20日（火）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

- 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報「契約情報一覧（研修委託契約、工事、物品購入、役務等）」
- 公告・公示情報（2024 年度）「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－」
<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2024.html#nihonmatsu>

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

- (1) 日時：2026 年 2 月 10 日（火） 午前 11 時から
- (2) 場所：福島県二本松市永田字長坂 4－2
独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
- (4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
 - ア. 委任状 1 通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - イ. 入札書 3 通（様式集参照。）
 - ウ. 印鑑、身分証明書：
入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、委任状に押印したものと
同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。
なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の
個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認の
ため、身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (5) 再入札 12. に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、
その場で入札書の提出を求めます。

10. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと
同じ印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

- (3) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書 (P.13 以降参照)」に対する総価 (円) (消費税等額を除いた金額) をもって行います。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (5) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (6) 入札保証金は免除します。

1 1. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

1 2. 入札執行 (入札会) 手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状 (代表権を有する者が参加の場合は不要) を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応募者の入札金額を低い順番から読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執

行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を發表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

1 3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

- ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき
 - イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約
 - ① 工事又は製造の請負の場合、400 万円
 - ② 財産の買入れの場合、300 万円
 - ③ 物件の借入れの場合、150 万円
 - ④ 上記以外の場合、200 万円
 - ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方
- 次のいずれにも該当する契約相手方
- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）
- (3) 公表する情報
- 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
 - イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 公表の時期
- 契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられている。
- (5) 情報提供の方法
- 契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

14-2. 独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点か

ら、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等（公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。）については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。
- (4) 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/>)

- 「調達情報」
- 「調達ガイドライン・様式」
- 「規程」
- 「契約事務取扱細則」

<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000077.htm>

- (5) 機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。
 - ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで
 - イ. 提出方法：任意の書面を電子メールに添付
 - ウ. 回答方法：書面により回答します。（電子メール添付）
- (7) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業

務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただく所存です。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集（P.26以降参照）のとおりです。

（以上

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2026年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所白灯油調達業務(単価契約)」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の内容

- (1) 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局二本松青年海外協力隊訓練所（以下「発注者」という）の発注に応じ、速やかに発注者敷地内の地下貯油槽（容量 30 キロリットル）へ、燃料を供給する。
- (2) 燃料の規格は、第4類 第2石油類（白灯油）とする。
- (3) 燃料の品質はすべて法令等に基づく優良品とし、納入前に品質を確認する。
- (4) 調達予定数量は本件契約期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に30,600 リットルを想定しているが、燃料の使用状況等により増加または減少する可能性がある。予定数量を超えて購入する場合、又は予定量に満たない場合であっても、当該契約期間中は契約単価をもって処理するものとする。
- (5) 契約書案第15条に規定する「市場価格の変動等に基づく契約の変更」については、仕様書別紙「灯油の単価契約 変更契約協議方法」のとおりとし、変更契約の協議を行う。
- (6) 契約締結後、速やかに燃料流出事故防止策を含む作業手順書を作成し、発注者に提出する。

2. 業務実施上の留意事項

- (1) 実施に当たっては、発注者の係員の指示に従うこと。
- (2) 燃料納入の際は、燃料の流出事故防止のためのオイルパンを使用すること。
- (3) 燃料の納入後は、清掃、後片付けを十分に行うこと。
- (4) 地下貯油槽へのアクセス道路は急斜面（斜面 16%）であるので、積雪時は大型ローリーによる搬入が困難となる可能性がある。このための対策を適切に講じること。
- (5) ローリーの燃料ホース（ガンタイプ）から直接給油することはできず、燃料ホースと給油口をジョイントする必要がある。

以上

灯油の単価契約 変更契約協議方法

変更契約を行うか否か、また、変更契約単価の算定にあたっては、下記の調査価格を用いて行います。

- ・ 調査価格 . . . 「一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが実施する石油製品小売市況調査（給油所小売価格調査）（週次調査）の福島県価格【灯油配達 18 リットル税込価格】（以下「福島県価格」という。）

(1) 変更協議により単価を変更するか否かの決定方法

協議時点の福島県価格と比較して、3 円/ℓ 以上の増減があった場合は、契約単価を変更します。

変更協議時点 の福島県価格	-	前回変更協議時点の 福島県価格 〔 初回協議時は、 札日時点の月の 福島県価格 〕	入	または	福	$\geq 3 \text{ 円}/\ell$ $\leq -3 \text{ 円}/\ell$
------------------	---	---	---	-----	---	---

(2) 変更単価の算定方法

$$\text{変更単価} = \text{契約単価} \times \frac{\text{変更協議時点の福島県価格}}{\text{契約時点の月の福島県価格}}$$

- (注 1) 協議時点は、毎月第 3 週の石油情報センター福島県価格の公表日とする。
 (福島県価格は、全て消費税抜きの 1 リットル当たり単価に換算して算定するものとし、計算中に端数がある場合は小数第 2 位以下を切捨てとする。)
- (注 2) 変更契約の必要が生じた場合は、発注者が変更内容を受注者に通知し、翌月の 1 日付けで変更契約を締結する。同月中は再度の変更契約は行わない。

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の13. (P.9参照) のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の積算方法

契約は1リットル当たりの単価で行うが、入札金額は「第2 業務仕様書」1. 業務の内容(4) 調達予定数量に示す数量を乗じた金額(円)とします。

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の10. (P.7参照) のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. その他留意事項

- (1) 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は契約単価をもって処理するものとします。

第4 契約書（案）

単 価 契 約 書

1. 件 名 2026年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所
白灯油調達業務(単価契約)
2. 仕 様 付属書Ⅰ「仕様書」のとおり
3. 契 約 単 価 1リットル当たり金額〇〇円（消費税別途）
4. 契 約 期 間 2026年4月1日から2026年9月30日まで
5. 納 入 場 所 独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所 地下貯油タンク

独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局 二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役 所長 柳 竜也（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取
締役 〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品の売買につい
て、以下の各条項により単価契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おののおの対等な立場において互いに協力し、信義を守
り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、第4類第2石油（以下「契約物品」という。）を頭書に示す条件で
発注者に納入し、発注者は、頭書3. 契約単価に定められた単価に基づく対価
を支払う義務を負う。

（納入条件）

第3条 受注者は、契約物品を付属書Ⅰに示す条件で納入しなければならない。

(契約内容の変更等)

第4条 発注者は、特別な理由により本契約の内容を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知により、本契約内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。

2 前項の場合において、受注者に増加費用が生じ、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。負担額及び賠償額は発注者及び受注者で協議して定める。ただし、発注者は、発注者の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、受注者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(消費税額等)

第6条 発注者及び受注者は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものであることを確認する。

2 消費税率が変動した場合には、消費税法及び地方税法に基づき、変更後の消費税率で計算された消費税額とする。

(契約保証金)

第7条 発注者は、本契約に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

(検査)

第8条 受注者は、契約物品の納入に先立ち、発注者又は発注者の指定する者の検査を受け、これに合格しなければならない。

2 受注者は、前項による検査に合格しない契約物品については、速やかにこれを引取りその物品にかわる代替品を納入しなければならない。

(納入の完了)

第9条 受注者は、前条の検査に合格した契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定める納入場所に搬入し、発注者が検収したときをもって納入を完了したものとする。

2 契約物品の納入が複数回に及ぶ場合は、すべての契約物品について前項の行

為が終了したことをもって納入の完了とする。

(危険負担)

第10条 前条に定める納入を完了し、受注者が提出する「納品書」を発注者が受領するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第11条 第9条による納入の完了後においても、契約物品について瑕疵が発生したとき、又はかくれた瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の補正又は代替品の納入をしなければならない。

(代金の支払)

第12条 受注者は、第9条による納入が完了し、第10条による「納品書」を発注者が受領した後、請求書を発注者に提出するものとする。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

2 発注者は、前項の適法なる請求書を受領した日から30日以内に、当該代金を口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。

3 発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年(365日とする。)2.8パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延損害金に1円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

(納期延長)

第13条 受注者は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、第3条に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が第3条に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で納期延長を認めることがある。

3 前項の場合において、発注者は、延長日数に応じ、発注済金額に対し年(365日とする。)2.8パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第12条に準ずるものとする。

する。

(損害の賠償)

第 14 条 受注者は、本契約の履行に関し受注者の責により発注者に損害が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、本契約の履行に関し受注者の責により第三者に損害が発生した場合、受注者が損害を与えた第三者と協議の上、その損害を賠償若しくはその他の方法にて解決しなければならない。

3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(市場価格の変動等に基づく契約の変更)

第 15 条 発注者又は受注者は、付属書 I 「仕様書」別紙の通り、相手方に対して契約単価の変更を求めることができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第 16 条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）

の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

- 3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）2.8パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。
- 4 前三項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。
- 5 第1項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- 6 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

（発注者の契約解除権）

第17条 次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第13条による納期延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が第3条に定める納入期限までに契約物品を納入しないとき、又は発注者が納入を完了する見込みがないと認めたとき。
- (2) 受注者が本契約の条項に違反したとき。
- (3) 受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき。
- (4) 受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
- (5) 受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
- (6) 受注者が前条第1項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為に係る違約金の請求をうけたとき。
- (7) 第26条第3項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

(イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25

日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

- (ロ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。
- (ハ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (二) 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (ホ) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (ヘ) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (ト) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (チ) その他受注者が、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項各号の規定により本契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第18条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、発注金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、業務の実施上知りえた情報(以下、秘密情報という。)を発注者から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告)

第20条 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第21条 受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

(検査の権利)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(個人情報保護)

第23条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 受注者の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(イ) 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

(ロ) 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 受注者の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第50条から第51条及び第53条に定める罰則が適用され得ること

- を、受注者の業務に従事する者に周知すること。
- (3) 個人情報保護管理責任者を定めること。
 - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
 - (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、発注者に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項第1号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。
 - 3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

(情報セキュリティ)

第23条の2 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第24条 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む）の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第25条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(中立性、公正性の保持)

第26条 受注者は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念すると

ともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

- 2 受注者は、本契約に基づき発注者から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。
- 3 受注者は、第1項から第3項に規定するもののほか、本契約に基づく業務を対象国において実施するときは、発注者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

(契約の公表)

第 27 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の公益法人等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第1項に定める情報に加え次項に定める情報が発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに、同意するものとする。

(1) 理事等のうち、発注者の役職員経験者の占める割合が3分の1以上あること

(2) 事業収入に占める発注者との取引に係る額が3分の1以上あること

(3) 基本財産の5分の1以上を発注者が出えんしている財団法人であること

(4) 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を発注者が負担していること

5 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 名称、業務の概要、発注者との関係及び役員の氏名（発注者の役職員経験者

については、発注者での最終職名を含む。)

- (2) 受注者と発注者の取引の関連図
- (3) 当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額
- (4) 当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額
- (5) 発注者の受注者に対する債権債務の明細
- (6) 発注者が行っている受注者に対する債務保証の明細
- (7) 受注者の事業収入の金額とこれらのうち発注者の発注等に係る金額及び割合

(合意管轄)

第 28 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 29 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第 30 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

発注者
福島県二本松市永田字長坂 4 - 2
独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理

受注者

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 入札書
4. 質問書
5. 辞退理由書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

（ https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html ）

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 柳 竜也
- ・業務名称：2026年度上半期二本松青年海外協力隊訓練所白灯油調達業務(単価契約)
 - ・公告日：2026年1月9日
 - ・入札日：2026年2月13日

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 ⑩

(担当者氏名)
(電話 : FAX :)
(E-mail :)
(文書送付先住所) ※1

2026年1月9日付で公告のありました「2026年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所 白灯油調達業務(単価契約)」へ参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

※1 会社住所と異なる場合にご記入ください。

委任状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ㊟

私は、弊社社員 ㊟ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

「2026 年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所 白灯油調達業務(単価契約)」
について、2026 年 2 月 10 日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」からダウンロード可能です。
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

(代理人による入札)

入札書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

代理人

印

「2026 年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所 白灯油調達業務(単価契約)」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金												円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 消費税等金額を除いた金額を記載のこと。契約金額は本入札金額に消費税法及び地方税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額となります。

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
 - ※ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、受任者（代理人）の氏名と押印が必要です。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」からダウンロード可能です。
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

質 問 書

(業務名称) 2026年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所 白灯油調達業務(単価契約)

(公告/公示日: 2026年1月9日) について、以下のとおり質問いたします。

社名 _____

担当者名 _____

Tel _____

E-mail _____

通番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	(記入例) P. 9	第2 3. (2)③ 成果品	成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。

※上記フォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問書は、電子メールで送付をお願いします。(Excel形式で、**圧縮せず**に送付願います。)

※電子メールの送付先アドレスは入札説明書を参照下さい。

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式 (国内向け物品・役務等)」 (https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) からダウンロード可能です。

辞退理由書

1. 業務名称：2026年度上半期 二本松青年海外協力隊訓練所 白灯油調達業務(単価契約)

2. 公告番号：国契-____-_____ (公告番号がない場合は記載不要)

3. 提出者

- ① 貴社名・部署名：
- ② ご担当者氏名：
- ③ 電話番号：
- ④ 電子メールアドレス：

4. 辞退理由：(適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないままご提出いただいても結構です。)

該当する項目の〔 〕に「〇」を付してください(複数回答可)。

- ① 〔 〕 自社で業務主任者が確保できない。
- ② 〔 〕 自社で業務従事者が確保できない。
- ③ 〔 〕 自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない。
- ④ 〔 〕 同時期に他の類似業務に応札、もしくはその予定があった。
- ⑤ 〔 〕 現行受注者が有利と思われ、自社の受注は難しいと判断した。
- ⑥ 〔 〕 当該業務について自社の経験・実績が少なかった。
- ⑦ 〔 〕 自社の業務内容と合致しなかった。
- ⑧ 〔 〕 その他(具体的に記載ください) _____

5. その他ご要望・ご意見

※入札説明書等で改善すべき点などについてのご要望・ご意見があれば記入ください。

(ご協力ありがとうございました。)